

Harmony 通信

vol.165

2018.11

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



墨田百花園 Photo 花鳥様

特集

今最も話題はこれら～

「働き方改革法」成立で年休5日の強制付与が義務化

「働き方改革関連法」成立に伴う労働基準法の改正により、平成31年4月から、使用者は、年10日以上の年次有給休暇が付与されるすべての労働者に対し、毎年5日間について、時季を指定して年次有給休暇を与えることが必要となりました（ただし、計画的付与制度などにより、労働者がすでに取得した年次有給休暇の日数分は、時季指定の必要がなくなります）。

◆年休取得率の低迷が背景

これは、年次有給休暇の取得率が低迷していて、いわゆる正社員のうち約16%が年次有給休暇を1日も取得しておらず、また年次有給休暇をほとんど取得していない労働者については長時間の比率が高い実態にあることを踏まえ、年5日以上の年次有給休暇取得が確実に進む仕組みを導入することとしたものです。年次有給休暇については、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において策定された「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、2020年までにその取得率を70%とすることが目標として掲げられています。

◆厚労省がリーフレット作成

厚生労働省は、作成したリーフレットのなかで、「計画的付与制度の活用」「チームのなかで情報共有を図っての休みやすい職場環境づくり」「土日祝日にプラスワンした連続休暇取得の促進」などを掲げ、その具体的な手法と効果を紹介しています。来年度になって慌てて対策を講じなくてすむよう、いまから具体的な制度設計と運用方法を検討しておきましょう。

◆10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

「年次有給休暇取得促進期間」とは、厚生労働省が年休を取得しやすい環境整備を推進するため、次年度の年休の計画的付与制度について労使で話し合いを始める前である10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、全国の労使団体に対する周知依頼、ポスターの掲示、インターネット広告の実施など、集中的な広報活動を行って、計画的付与制度の導入を促進しています。

編集後記

今年も残すところあと2か月を切りました—そんな言葉が出る時期に流行り始めるのが、風邪、インフルエンザですね。数か月前まで世の中は熱中症注意喚起に溢れていたのに、ウソのようなこの冷え込み、今更ながら季節は確実に巡っていることを実感します。この時期、皆様は体調管理に苦労されていますか？疲れやストレスで免疫力が低下すると体調を崩しやすくなりますよね。それでは免疫力を上げる為にはどうすれば良いでしょうか？栄養と睡眠、適度な運動の他、近年よく挙げられているのは「笑い」ですね。笑うことで腹筋が働き、有酸素運動となる運動効果と、ストレス解消効果があると言われています。普段運動の習慣が無くても笑いが身近にあれば、運動も兼ねて一石二鳥というところでしょうか。心身ともに温まれば免疫力アップ、正に「笑う門には福来る」ですね。

TOPICS

●確定拠出年金 65歳まで延長を検討

厚生労働省は、原則60歳までとなっている確定拠出年金の加入期間を65歳まで延長することを検討していることを明らかにした。60歳を超えても働き続ける人が増えているため、老後の備えを手厚くできるようにするのが狙い。2020年の通常国会に確定拠出年金法の改正案を提出する方針。

●公的年金運用、5.4兆円黒字 GPIFが7～9月期の運用益を発表

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、7～9月期の公的年金の積立金の運用実績について、5兆4,143億円の黒字になったと発表した。黒字となるのは2四半期連続で、9月末現在の運用資産額は165兆6,104億円。GPIFは、「堅調な企業業績などにより国内外の株式の収益額が膨らんだ」と分析している。

●入管法改正案を閣議決定

政府は、出入国管理・難民認定法（入管難民法）改正案を閣議決定した。新たに在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」を創設し、単純労働を含む分野に外国人労働者の受け入れを拡大する。今国会中の成立を目指し、施行は来年4月1日からを見込む。

●「過労死等防止対策白書」を発表～教職員の労働実態を分析

厚生労働省は、2018年度版の「過労死等防止対策白書」を発表した。これによると、教職員の1日の平均勤務時間は11時間17分で、学校別では「中学校」、職種別では「副校長・教頭」が最も長かった。ストレスの悩みや内容は、「長時間勤務の多さ」（43.4%）が最も多く、「職場の人間関係」（40%）、「保護者・PTA対応」（38%）と続いた。

Harmony通信 2018.11

#発行：2018年11月10日

#編集・構成：合同会社Melody

 Harmony 司法書士行政書士事務所

 Harmony 社会保険労務士事務所

合同会社 Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

